

令和6年度群馬県立富岡高等学校部活動方針（案）

1 目的

本校の部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部13部、文化部12部（同好会2団体）を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長1名、副部長各1名以上をおく。

【運動部】

硬式野球部、陸上競技部、サッカー部、ソフトテニス部、ハンドボール部、バスケットボール部（男）、新体操部、バレーボール部（女）、卓球部、武道部（剣道・柔道）、弓道部、山岳部、バドミントン部（男）

【文化部】

吹奏楽部、音楽部、軽音楽部、英語部、理科部、芸術（美術・書道）部、JRC部、囲碁・将棋部、新聞・パソコン部、箏曲部、家庭科部、茶華道部

【同好会】

水泳同好会、百人一首同好会

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

原則として、週2日以上休養日を設定する。

※ 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

※ 中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることを考慮し、少なくとも週1日以上休養日を設定することとするが、学校の実態や全体の活動状況を踏まえながら今後も検討を続け、より適切な対応をしていくこととする。

② 長期休業中の休養日の設定

長期休業中の休養日は、学期中の休養日の設定に準ずる。また、生徒が十分な休養をとることができるように、ある程度長期の休養期間も設ける。（詳細は各部ごとの活動計画による。）

③ 活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

・練習試合や大会等でやむを得ず終日活動する場合もあるが、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間等を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※ 中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の状況に応じて、活動時間を設定すること。ただし、長時間にならないようにすること。

④朝練習

本校では、早朝課外学習の参加を優先するため、朝練習は原則行わない。

⑤定期考査前

学習時間確保のため、定期考査1週間前より活動は原則禁止とする。ただし、大会直前等やむを得ない場合は、校長の許可を得て活動を行うものとするが、活動時間は学習に支障が出ない範囲に留めることとする。

(3) 安全対策について

- ①事故等の未然防止のために、環境整備・安全点検をこころがけ、安全に活動できる環境を整える。
- ②生徒の健康状態を常に把握し、指導に当たる。
- ③事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等、初期対応を確実に実施する。

(4) 経費について

- ①活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- ②各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、監査を実施した上で、年度末に会計報告をする。

3 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了承の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動計画書・実績報告書について

各部活動顧問は、活動計画書及び実績報告書を、毎月校長に提出する。

(3) 部活動状況の検討について

- ①本校企画委員会は、各部活動の取り組み状況を把握し課題を検討する。
- ②保護者代表及び地域代表で組織する学校評議員会にて、①の内容を報告し指導助言を得ることで、保護者及び地域との連携を図りつつその後の活動に活かしていく。